**秘密保持契約書**

●●●（以下「甲」という。）及び●●●（以下「乙」という。）は、甲の将来の事業展開に関する検討を行うために（以下「本目的」という。）、甲乙間にて相互に開示される資料・情報等の取扱いについて次のとおり契約する（以下「本契約」という。）。

（秘密情報）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本目的に関連して、相手方（以下、情報を開示した当事者を「開示当事者」とい、情報を受領した当事者を「被開示当事者」という。）から開示された、開示当事者又は第三者の技術、業務、財務、営業、組織その他あらゆる事項に関する情報の一切（口頭、文書、電磁的方法等媒体を問わない。）及び本契約締結の事実をいう。ただし、次の各号に該当するものは秘密情報には含まれない。
2. 開示当事者から開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された後秘密情報を利用することなく独自に知得したもの
3. 開示当事者から開示を受ける以前に公知であったもの
4. 開示された後に、被開示当事者の責によらずに公知となったもの
5. 被開示当事者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに知得したもの

（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、事前に開示当事者の書面による同意を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。また、甲及び乙は、本目的のみに秘密情報を使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本目的の遂行に必要な範囲内に限り、秘密情報を自己の取締役及び従業員、並びに弁護士、税理士、公認会計士、アドバイザー（ただし、法律又は契約上、守秘義務を負う者に限る。）に開示することができる。
3. 甲及び乙は、開示当事者の同意を得た場合であっても、第三者に秘密情報を開示する場合には、当該第三者に対して本契約と同等の秘密保持義務を課すなど秘密情報の漏洩を防止する対策を取らなければならない。この場合、第三者に情報を開示した当事者は、当該第三者の義務違反についても責任を負う。
4. 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令の定めに基づき、又は権限のある官公署から秘密情報の開示を要求された場合（株式を上場する証券取引所が定める適時開示の基準又は法令に基づき公表しなければならない場合を含むが、これに限られない。）には、開示当事者の同意を得ずに当該要求に従い開示できるものとする。ただし、当該要求を受けた事実及び開示する内容につき、事前に開示当事者に通知するものとし、開示は必要最小限の範囲で行うものとする。

（損害賠償責任）

1. 甲及び乙は、本契約に定める義務に違反することにより相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、当該違反より直接的かつ実際に被った損害を賠償する義務を負う。

（秘密情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本契約に基づく相手方による秘密情報の提供が、所有権、知的財産権その他権限の移転又は譲渡を意味するものではなく、また、将来の移転又は譲渡を約するものではないことを相互に確認する。

（秘密情報の返還）

1. 甲及び乙は、開示当事者から要求があった場合、秘密情報を所持する必要がなくなった場合、又は本契約が終了した場合（終了事由を問わない。）には、秘密情報を、開示当事者に対して速やかに返還するか、又は、開示当事者の指示により破棄しなければならない。

（直接交渉の禁止）

1. 甲は、乙の書面による事前承諾なく、秘密情報に基づいて、本目的のために乙が紹介した企業や個人に接触し、又は交渉してはならない。

2. 前項の定めに違反した場合、甲は、乙に対して●●万円（税抜）又は次項に定める譲渡金額の●●%のいずれか高い方の金額を支払うものとする。

３．前項の「譲渡金額」とは、株式の譲渡又は出資持分の移転、事業譲渡又は資産譲渡あるいは業務提携等のスキームの如何を問わず、甲と、本目的のために乙が紹介した企業や個人との間に成立した取引を通じて甲が得た対価（対価が金銭によらない場合には、乙が合理的な方法により算出した当該対価の金銭価値をもって「甲が得た対価」とみなすものとする）のことをいう。

（契約の有効期限）

1. 本契約の有効期限は、本契約締結日から●年間とする。ただし、有効期間満了の●●日前までに甲乙いずれからも特段の申し入れのない場合、本契約は従前と同一条件でさらに●年間自動延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約第2条（秘密保持義務）、第6条（直接交渉の禁止）に定める義務は、本契約が終了した後●年間存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、これらに準ずる者（以下、暴力団員等という。）。
3. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
4. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
5. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
6. 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係性を有すること。
7. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
8. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約する。
9. 暴力的な要求行為
10. 法的な責任を超えた不当な要求行為
11. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
12. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
13. その他前各号に準ずる行為
14. 甲又は乙は、相手方が本条に違反し、又は違反していると合理的に判断できる場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。なお、当該解除権の行使に関して、違反当事者に損害が生じた場合であっても、当該違反当事者は、相手方に対してその損害の賠償を請求できない。

（協議）

1. 甲及び乙は、常に相手方との信頼関係の維持に努め、本契約の条項に関して疑義が生じた場合及び本契約に定めがない事項について協議する必要が生じた場合には、信義則に則り、両当事者の協議で円満に解決するように務めるものとする。

（準拠法・管轄裁判所）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関して紛争が生じた場合は、●●地方裁判所または●●簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

（甲）

〒　－

（乙）

〒　－